

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人一橋大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている契約について、令和5年度における契約の締結状況は、以下のとおりである。

① 電気の供給を受ける契約

高圧の契約については、本学では従来、電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「裾切り方式」を採用し契約を行っていたが、令和4年度において、世界的な燃料費高騰等を背景に、入札に参加する事業者がない状況が認められたため、裾切り方式によらない随意契約を実施した。

② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

環境配慮契約に該当する契約はなかった。

③ 船舶の調達に係る契約

環境配慮契約に該当する契約はなかった。

④-1 建築物の設計に関する契約

環境配慮契約に該当する契約はなかった。

④-2 建築物の維持管理に関する契約

環境配慮契約に該当する契約はなかった。

④-3 建築物の改修に係る契約

環境配慮契約に該当する契約はなかった。

⑤ 産業廃棄物の処理に係る契約

応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できないため、裾切方式によらない一般競争入札を実施した。

以 上